

|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 片山報告コメント  |
| Author(s)    | 栗原, 純   |
| Citation     | 近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター.<br>2014, 5, p. 74-76                                 |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://doi.org/10.18910/60297">https://doi.org/10.18910/60297</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 片山報告コメント

栗原 純

本報告は、長期にわたる継続的な調査活動の成果として発掘された、20世紀前半における南京郊外の開発に関する史料の分析にもとづき、開発を担った佃農の実像を明らかにすることを通じて、開発実態の検討を意図した報告である。

開発にともなう佃農、業主＝佃農関係については、江南・江北地域や台湾における研究史があり、開発に際して、生産手段や資本を持たずいわば徒手空拳の労働力としてのみ関わるのではなく、かなり自立能力を保持した、あるいは保証金に応じ、水路・農舎などの開発資金を負担する佃農の存在が明らかにされてきた。

このような研究史を承け、本報告は、さらに具体的な史料を用いて佃農の姿を明らかにした。すなわち、会社が南京市から請け負う形式により開発される場合や、あるいは南京市が直接佃農と契約して開発する場合においても、佃農は保証金を負担しており、堤防建設費の大部分も佃農の負担であったと理解できること、前者の場合は、南京市に対する保証金のほとんどは会社ではなく、佃農が負担していたことが明らかにされた。また、後者の場合でも佃農は保証金だけではなく、自宅の建設、役牛・種子もまた佃農の負担であった。本報告はあらためて保証金の金額・その負担者の氏名の分析を通じて「豊かな」佃農の姿を具体的に実証した。

本報告について、評者の関心はこのような佃農がいかに形成されたのか、保証金などを蓄積しえた歴史的条件とはいかなるものであったのか、という点である。この問題について以下に、台湾における事例、研究史について紹介してみたい。

台湾史研究では、清代におけるこのような佃農の具体的な歴史像の分析は、19世紀末に開始される日本による植民地支配の評価と関連して論じられてきた。

日本は台湾領有に当たり、土地所有層を統治体制に組み込み、また、地租の獲得のためにも土地面積・等級などを調査するとともに、その所有者を確定して地租を確保することを緊要の課題としていた。そのため、清代の土地開発関係・契約関係の文書を多く蒐集して清代の土地制度について研究するとともに、実際の土地調査を推進した。その際の記録は、今日においても研究の重要な資源となっている。

日本が直面した清末台湾の土地制度は一田両主制と称されるが、大租戸—小租戸—現耕佃人という土地所有関係がどのように形成されてきたのか、また、植民地統治によりどのように変容していったのかは現在においても研究史の課題となっている。

戦後研究史におけるひとつの特徴は、矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』批判から開始されたということであろう。矢内原は台湾研究の資料を当時日本の支配に批判的であった活動家、あるいは日本留学生から入手したという経緯もあり、植民地支配に対して批判的な視点を有していた。しかし、その台湾論の特徴は、日清戦争にいたる歴史的過程において、日本側に領土的要求の内在的必然性は見られなかったとし、清末台湾では洋行・大陸商人

が進出しており、その商業的資本による搾取が行われていた、また、島内の交通手段は未発達であり地方的な狭隘な市場が成立していたにすぎない、などと理解しており、要するに清末台湾は、商品生産の発達は弱く、むしろ自給用生産段階にあったというものであった。

また、1880年代に初代巡撫として台湾統治に当たった劉銘伝の実施した土地丈量に注目しながらも、土地面積の調査により収税を確実なものとするを主たる目的としたために、地租負担者、地主層の反発を受けて挫折したとする。他方、1898年から実施された台湾総督府臨時台湾土地調査局による土地調査事業については、他国の植民地支配の事例と比較して、極端な土地没収や村落共有地の強制的分割などはなかったことを指摘している。

土地調査事業とは一田両主制を形成した大租戸—小租戸—現耕佃人という関係について、全島の耕地を測量し、その面積・等級を確定するとともに、土地に附属する大租権を有償で廃止し、小租戸を事実上の土地所有者と法認してその所有関係の権利を法的に保護し、高額の小作料を保証すると同時に地租の負担を課すものであった。

矢内原はこの一連の土地調査について、内地からの資本進出の準備作業であり、近代的な私的土地所有関係を確立することによる資本主義化の基礎作業であったとしてその歴史的意義を強調する。

しかし、1970年代にはいり、台湾人留学生から矢内原の批判が開始される。戴國輝は「清末台湾の一考察」において、矢内原のいう没収や強制的分割がみられなかったのは統治者の温情などではなく、各地住民による武力抵抗などのために露骨な没収などができなかったということであり、土豪士紳は土地調査を通じて所有権の保証、日本資本主義の農業再生産構造に組み入れられたとして、台湾における既成の社会層との関係において調査事業は可能であったと理解している。また同氏は、清末台湾に発達した製糖業の研究を通じて、マニュファクチュア段階にまで発展していたことを明らかにし、商業資本の活動が中心であったとし、清末台湾を自給自足的な社会と捉えた矢内原を批判した。

また、涂照彦は資本制の浸透は台湾従来の伝統的な社会経済を全面的に変革することはなかったとして、矢内原は土地調査事業を過大に評価しているとする。その理由として、日本帝国主義による植民地支配はその後進性、早熟制からして土着資本を温存、利用せざるを得なかったとし、日本独占資本と土着資本＝地主制の併存、ここに台湾植民地経済の基本的特徴があると理解している。すなわち、土着資本階級は残存、土着農民も伝統的な零細農耕に従事したまま温存したのであるという。

さらに、近年、柯志明は、統治初期、日本の資本不足と土着農民の抵抗により、総督府は家族型農業様式を保存しつつ経済化して、これを財政収入と政治的安定の基礎としたとする。しかし、近代的土地私有制の結果、日本の農業資本は暴力によって農民を駆逐し大農場を建設することはできなくなったことも事実であり、しかも、この家族農業経営は、生産力、経済競争力において大農場に遜色なかったとして、総督府・権力側と土地所有者の共存が植民地台湾の特徴であったとする。

このような矢内原批判の前提には、一田両主制と称される清代台湾の土地制度、所有関

係をどのように理解するかという問題が存在する。

台湾の場合は大陸とは異なり、地主の底地権を田面権、佃戸の土地権を田底権と称するが、田底権とは分割所有権として、無期限に使用耕作できる永小作権であり、売買・譲渡・入質・相続ができるだけでなく、田底所有者が別に佃戸を招いて小作させ、収租する権利まで含まれた。

17世紀末に開始された清朝統治の当初、開発に必要な工本を有する階層が開発権を官から獲得し、そのもとに開発が進められたものの、大陸から渡来・移住してきた佃戸は生産手段を持たず、また流動的であり、耕作権も不安定であったと理解される。

いつの時期から佃戸が永小作権を有するようになるのかについて、定説はないが、その形成の要因としては、開発に不可欠な水利施設の築造において佃戸もまた建設費を負担する、あるいは農業・商品生産から生じた余剰蓄積による佃戸層の分解を通じて、永小作権を獲得する佃戸が形成されていくと理解されてきた。

この永小作権が確立され、清末になり、対岸からの移住者も多くなり島内人口が増大したこと、それに平行して未墾地も減少していくことが重なり、耕地獲得をめぐる佃戸間における競争が激化する。その結果、佃戸は敷金（埔価銀・犁頭錢）を納入することにより耕作権を獲得せざるをえなくなる。いわゆる押租田慣行であり、このような慣行を通じて田底権の成立がみられたと理解されている。すなわち、永小作権を有する佃戸が、その小作権にもとづき佃戸に耕地を又貸するということがみられるようになり、小租戸として成長していく。他方、大租戸となった開発権取得者の権限は、佃戸＝小租戸からの小作料＝大租の徴収に限られ、土地との直接的な関係からは離れていく。

土地調査事業は大租戸の権利を有償で廃止し、清末台湾における土地所有関係を整理して小租戸を実質的な地主、土地経営者として法的に公認したという意義は持つが、それはただちに資本主義的な、私的な土地所有関係を台湾社会に成立させたという性格のものでなく、その意味で矢内原による評価に対する批判もまた当然といえよう。